



## 目 次

第28回定時株主総会招集ご通知	(頁) 1
〔添付書類〕	
<b>営業報告書</b>	2
<b>1. 営業の概況</b>	2
(1) 営業の経過及び成果	2
(2) 設備投資の状況及び資金調達の状況	4
(3) 会社が対処すべき課題	4
(4) 営業成績及び財産の状況の推移	5
<b>2. 会社の概況</b>	6
(1) 主要な事業の内容	6
(2) 主要な事業所及び店舗	6
(3) 株式の状況	7
(4) 自己株式の取得、処分等及び保有	7
(5) 従業員の状況	8
(6) 主要な借入先	8
(7) 企業結合の状況	8
(8) 取締役及び監査役	10
(9) 株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況	11
<b>3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実</b>	13
<b>貸借対照表</b>	14
<b>損益計算書</b>	15
<b>利益処分案</b>	19
<b>会計監査人の監査報告書 謄本</b>	20
<b>監査役会の監査報告書 謄本</b>	21
〔議決権の行使についての参考書類〕	
1. 総株主の議決権の数	22
2. 議案及び参考事項	22

平成15年5月6日

株主の皆さまへ

大阪府吹田市豊津町9番1号

**株式会社 ローソン**

代表取締役社長執行役員 **新 浪 剛**

## 第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、平成15年5月26日までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成15年5月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号  
メルパルクホール（大阪郵便貯金ホール）  
（会場へは末尾の「ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。）
3. 会議の目的事項  
報告事項 第28期（平成14年3月1日から平成15年2月28日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 第28期利益処分案承認の件  
第2号議案 自己株式取得枠設定の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（22頁）に記載のとおりであります。  
第3号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（22頁から24頁まで）に記載のとおりであります。  
第4号議案 取締役3名選任の件  
第5号議案 監査役2名選任の件  
第6号議案 当社の取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（27頁から28頁まで）に記載のとおりであります。  
第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、多少お早目にご来場いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 営業報告書

(平成14年3月1日から  
平成15年2月28日まで)

## 1. 営業の概況

### (1) 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、年初来の輸出の増加や生産の持ち直しの動き等により、景気の一部に明るい兆しが見られたものの、年後半にかけての米国経済への先行き懸念や株価低迷の影響が最終需要の下押し要因となり個人消費が冷え込むなど、一段と景気の後退色が強まりました。

小売業界におきましては、有力外資系企業の日本市場参入など業界再編の動きが加速しており、マーケットに俊敏に対応する柔軟な企業姿勢とともに、時代の変化とお客さまのニーズを把握し、それに応えていくスピーディな経営判断が求められております。

このような状況の中で当社は、「真のマチのほっとステーション」の実現を目指し、店舗指導力の向上、質を重視した店舗開発、強い定番商品や地域特性を追求した商品開発などの施策を通じて、「3つの徹底（個店主義・お店とマチをきれいにする・心のこもった接客）」に取り組み、お客さまに満足いただける売場づくりに努めてまいりました。

店舗運営面につきましては、スーパーバイザー（店舗指導員）を増員し、一人当たり担当店舗数を平均8店舗から7店舗に減らすことで、より一層店舗指導に専念できるよう支援体制作りをしてまいりました。

商品面につきましては、強い定番商品作りの取り組みとして、「おにぎり屋」というブランド戦略で、主力商品であるおにぎりに着手いたしました。原材料の調達を抜本的に見直し、米、具材、製法にこだわった商品開発によって付加価値を訴求したことなどにより、平成14年11月には米飯類の既存店売上高が前年の実績を上回ることができました。また、弁当においては全国を10の地域に分類し、その地域のニーズにあった味付けなど、お客さまやオーナーの皆さんからの要望を取り入れた「エリアイチオシ商品」を開発、販売しており、各エリアとも好調に推移しております。さらに、実験展開中の「ナチュラルローソン」は、「安全・安心・健康」を考えた商品開発、品揃えを行っており、ご好評をいただいている商品につきましては、一般の店舗に拡大展開させるなど、アンテナショップとしての機能を発揮しております。また、「小野田そば」などの即席麺や化粧品「プチプリエ」シリーズ、衣料品「満足工房」シリーズなど、メーカーとのタイアップによるオリジナル商品の開発だけでなく、地元のテレビ局などと協力して各地の特色を活かした地域限定商品の開発にも積極的に取り組んでまいりました。

サービス面につきましては、公共料金等の収納代行の取扱社数が245社となり、年間取扱件数は1億件を超え、取扱金額も8千1百億円まで拡大いたしました。また、平成13年10月より本格導入を開始したATM（現金自動預入支払機）は、13都道府県（北海道、青森県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、愛知県、大阪府、兵庫県、奈良県、長崎県）において2,712台の設置を完了いたしました。さらに、平成14年2月に設立した株式会社ローソン・シーエス・カードは平成14年8月よりサービスを開始しており、カード会員数は約110万人に達しました。今後もお客さまに喜んでいただけるよう、さらに魅力的なポイントプログラムを提供してまいります。

当期の商品別チェーン全店売上高は次のとおりであります。

商 品 別	売 上 高	構 成 比	前 期 比
加 工 食 品	598,558 <small>百万円</small>	46.4 %	102.9 %
ファストフード	302,649	23.4	102.1
日 配 食 品	138,110	10.7	91.8
非 食 品	251,713	19.5	99.3
合 計	1,291,030	100.0	100.7

(注) 当期において商品分類の一部を区分変更しております。なお、前期比につきましては前期数値を当期の分類基準に換算して算出しております。

店舗開発面につきましては、新しい出店基準を地域別に定め、収益性にこだわった出店に努めるとともに、低日販・不採算店舗の立地移転・閉鎖や、直営店のフランチャイズ店への切り替えについても積極的に進めてまいりました。その結果、当期は新規出店数が502店舗を数えたものの、直営不採算店の閉鎖を推し進めたことにより、立地移転を含む閉鎖店舗数は611店舗（うち直営店211店舗）となり、期末日現在の店舗数は前期に比べ109店舗減の7,625店舗となりました。

環境保全・社会貢献活動につきましては、「事業活動と環境との調和・積極的な社会貢献活動を通じた人間と自然との共生」という基本理念のもと、「できることから、ひとつずつ」の具体的な実践として、「ローソン緑の募金」を通じた緑化支援活動を継続してまいりました。また、お買い物袋を他企業と共通化するなど、ISO14001認証取得企業として、省資源、省エネルギーにつながる取り組みも積極的に行ってまいりました。さらに、地域に根ざした活動の一環として、大阪府が実施している「アドプト・ロード・プログラム」へも大阪府内の約350店舗が参加し、地域に愛されるきれいなまちづくりに取り組んでおります。これはローソン各店舗が平成9年より実施している「一店一役運動」の中の、店前・歩道を含む店舗周辺の清掃美化活動が認められ、コンビニエンスストア業界で初めて大阪府の支援対象となったものです。

これらの結果、当期の業績につきましては、チェーン全店売上高は1兆2,910億3千万円（前期比0.7%増）となりました。経常利益は、平成14年11月に「コストカット委員会」を設け、更なる購買コストの削減に取り組み始めたものの、既存店売上高の前年割れや店舗賃借料及び新情報システム関連経費の増加などにより前期に比べ26億8千8百万円減少し332億9百万円（前期比7.5%減）となり、当期利益は、資産の処理を進めたことなどにより特別損失が増加し102億6千3百万円（前期比38.6%減）となりました。

当社はこのような厳しい業績を踏まえ、激しく変化する消費環境に機敏に対応し、スピードのある意思決定ができるよう、全国を7つの地域に分け大幅な権限委譲を行う「支社制」を平成15年3月に導入いたしました。

## (2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

内 容	金 額
店 舗 新 設	10,010 <sup>百万円</sup>
既 存 店 改 装 等	12,027
敷 金 及 び 保 証 金	8,839
情 報 シ ス テ ム の 拡 充	8,344
合 計	39,221

当期中に実施いたしました設備投資などの所要資金は、すべて自己資金を充当しております。

## (3) 会社が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、不安定な国際情勢や長引くデフレにより先行き不透明感が増大し、株価の低迷や失業率の悪化等が引き続き懸念されるなど、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。また、小売業界におきましては、雇用・所得環境の厳しさから個人消費の回復の期待は薄く、業種業態を越えた競争はますます激しくなるものと思われま。

このような状況の中で当社は、平成15年3月より支社制を導入し、「真のマチのほっとステーション」を実現し収益力を回復させるために、すべての判断基準をお客さま満足最優先に置き、経営資源を効率良く投入してまいります。具体的には、米飯など主要商品群に焦点をあてた商品開発力の強化や、スーパーバイザーへの教育を通じて店舗指導力を強化し、営業力の回復を図ってまいります。また、ATM事業、郵政事業庁（現：日本郵政公社）との取り組みやカード事業に加え、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との業務提携など新規事業を展開することにより、お客さまのニーズの変化に対応した新サービスを導入し、利便性の向上を図ってまいります。

さらに、これらの営業施策の実行に加え、間接コスト及び商品・物流コストの抜本的な見直しにより、引き続きコスト削減を行うことで収益構造の改善に努めてまいります。

そして、全社一丸となり全国のオーナーの皆さんとともに「3つの徹底」を継続し、「真のマチのほっとステーション」の実現を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第 25 期 (平成11年度)	第 26 期 (平成12年度)	第 27 期 (平成13年度)	第 28 期 (平成14年度)
チェーン全店売上高(百万円)		1, 221, 205	1, 275, 358	1, 282, 369	1, 291, 030
営業収益(百万円)		280, 418	274, 839	249, 050	239, 315
経常利益(百万円)		38, 037	39, 465	35, 898	33, 209
当期利益(百万円)		15, 355	16, 172	16, 714	10, 263
1株当たり当期利益		7, 319円21銭	145円87銭	150円87銭	95円38銭
総資産(百万円)		337, 955	384, 994	338, 518	338, 221
純資産(百万円)		97, 280	179, 601	151, 333	154, 860
1株当たり純資産		46, 368円	1, 563円	1, 406円	1, 439円

- (注) 1. 第26期までの「1株当たり当期利益」は期中平均発行済株式総数に基づき算出し、第27期以降の「1株当たり当期利益」は期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。  
 なお、平成12年4月14日付で、株式分割（500円額面普通株式1株を50円額面普通株式50株に分割）を、また、平成12年7月25日を払込期日とする10,000千株の公募増資を実施しているため、第26期の「1株当たり当期利益」は、期首に株式分割があったものとみなし、公募増資分を日割で調整して算出した期中平均発行済株式総数（110,872,603株）にて算出しております。
2. 第26期までの「1株当たり純資産」は期末発行済株式総数に基づき算出し、第27期以降の「1株当たり純資産」は期末発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
3. 第26期の「純資産」の増加は、主に公募増資によるものであります。
4. 第27期の「経常利益」の減少は、主に既存店売上高の前年割れによるものであります。  
 また、「総資産」及び「純資産」の減少は、主に自己株式の消却によるものであります。
5. 第28期の状況につきましては、前記「(1)営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## 2. 会社の概況（平成15年2月28日現在）

### (1) 主要な事業の内容

当社は、主としてフランチャイズシステムによるコンビニエンスストアの経営に関する技術援助、指導、研究、研修、広告宣伝などを行い、加盟店よりチャージ収入を得ております。また、加盟店と同様に直営店においても食料品、雑貨、ファストフードなどの小売業を営んでおります。

### (2) 主要な事業所及び店舗

- ① 本店 大阪府吹田市豊津町9番1号  
 ② 主な事業所

名称	所在地	名称	所在地
東京本社	東京都港区	中部第2運営部	名古屋市中区
北海道運営部	札幌市中央区	近畿第1運営部	京都市中京区
東北第1運営部	仙台市青葉区	近畿第2運営部	大阪府吹田市
東北第2運営部	仙台市青葉区	近畿第3運営部	大阪府吹田市
関東第1運営部	東京都台東区	近畿第4運営部	神戸市中央区
関東第2運営部	東京都台東区	近畿第5運営部	京都市中京区
関東第3運営部	東京都台東区	中国運営部	岡山県岡山市
関東第4運営部	東京都台東区	四国運営部	岡山県岡山市
関東第5運営部	横浜市神奈川区	九州第1運営部	福岡市博多区
関東第6運営部	横浜市神奈川区	九州第2運営部	福岡市博多区
中部第1運営部	名古屋市中区		

(注) 上記の他にディストリクト・オフィス及びFCサポートステーションを127ヵ所に有しております。

### ③ 店舗

地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数
北海道	475	石川県	67	岡山県	109
青森県	108	福井県	69	広島県	122
岩手県	103	山梨県	64	山口県	104
宮城県	166	長野県	138	徳島県	102
秋田県	103	岐阜県	78	香川県	97
山形県	55	静岡県	167	愛媛県	124
福島県	106	愛知県	316	高知県	44
茨城県	102	三重県	65	福岡県	266
栃木県	92	滋賀県	104	佐賀県	53
群馬県	63	京都府	170	長崎県	78
埼玉県	275	大阪府	801	熊本県	75
千葉県	242	兵庫県	445	大分県	100
東京都	703	奈良県	108	宮崎県	79
神奈川県	447	和歌山県	107	鹿児島県	107
新潟県	113	鳥取県	58	沖縄県	112
富山県	88	島根県	55	合計	7,625

### (3) 株式の状況

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ① 会社が発行する株式の総数 | 412,300,000株 |
| ② 発行済株式の総数     | 107,600,000株 |
| ③ 株主数          | 53,091名      |
| ④ 大株主          |              |

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	(議決権比率)	持株数	(議決権比率)
株式会社エム・シー・リテールインベストメント	32,089 <sup>千株</sup>	(29.8%)	— <sup>千株</sup>	(—%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,618	(8.0)	—	(—)
丸紅フーズインベストメント株式会社	5,939	(5.5)	—	(—)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,755	(4.4)	—	(—)
野村証券株式会社	3,551	(3.3)	—	(—)
任天堂株式会社	3,447	(3.2)	—	(—)
包括信託受託者三井アセット信託銀行株式会社	3,219	(3.0)	—	(—)

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。  
 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び包括信託受託者三井アセット信託銀行株式会社の持株数はすべて信託業務に係るものであります。

### (4) 自己株式の取得、処分等及び保有

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ① 取得株式          |            |
| 単元未満株式の買取りによる取得 |            |
| 普通株式            | 394株       |
| 取得価額の総額         | 1,351,790円 |
| ② 決算期末における保有株式  |            |
| 普通株式            | 565株       |

※ 当決算期後、資本戦略の柔軟性を確保し資本効率性を追求するため、平成14年5月29日開催の定時株主総会で承認可決された買受け枠（当社普通株式700万株、取得価額の総額280億円）の範囲内で自己株式の取得を行いました。

- |                         |                |
|-------------------------|----------------|
| ① 取得株式                  |                |
| 商法第210条第1項の決議による自己株式の取得 |                |
| 普通株式                    | 1,349,000株     |
| 取得価額の総額                 | 4,388,425,500円 |
| ② 平成15年3月31日現在における保有株式数 |                |
| 普通株式                    | 1,349,565株     |

## (5) 従業員の状況

従業員数	(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
3,200名	(348名減)	35.3才	9.9年

- (注) 1. 上記のほかにパートタイマー3,489名(1日8時間換算による期中平均人員)を雇用しております。  
 2. 従業員数には社外への出向者89名を含んでおりません。  
 3. 従業員数が前期末に比べ減少したのは、早期退職募集の応募などによるものであります。

## (6) 主要な借入先

借入先名	借入金残高	借入先が所有する当社の株式 持株数(議決権比率)
株式会社アイ・コンビニエンス	800 百万円	— 千株 (— %)
株式会社ローソン・ エイティエム・ネットワークス	100	— (—)

## (7) 企業結合の状況

### ① 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ローソン・イープランニング	98 百万円	100.0 %	電子商取引コンサルティング業
上海華聯羅森有限公司	165,899 千元	70.0 %	コンビニエンスストア事業
株式会社ローソンチケット	1,852 百万円	69.5 %	チケット販売業
株式会社ローソン・ エイティエム・ネットワークス	3,000 百万円	62.0 %	金融サービス関連事業
株式会社アイ・コンビニエンス	2,000 百万円	51.0 %	電子商取引事業

### ② その他の重要な企業結合の状況

名称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ローソン・ シーエス・カード	3,950 百万円	50.0 %	クレジットカード事業

### ③ 企業結合の経過

1. 株式会社ローソン・イープランニングは、eビジネスにおける事業プランニング等を行っていましたが、その当初の目的は達成されたため平成14年8月31日をもって営業を休止いたしました。  
なお、平成14年8月に株式を譲受け、当社の100%子会社となりました。
2. 株式会社ローソンチケットは、平成15年1月の株式譲渡及び平成15年2月の第三者割当増資の結果、当社の議決権比率が69.5%となりました。
3. 株式会社ローソン・シーエス・カードは、平成14年6月及び平成14年11月に株主割当増資を実施し、資本金が3,550百万円増加いたしました。
4. 株式会社イーコンテクトは、平成15年1月の減資（8株を1株に併合）及び平成15年1月並びに平成15年2月の第三者割当増資の結果、当社の議決権比率が13.9%に低下したため、関連会社に該当しなくなりました。

### ④ 企業結合の成果

連結対象子会社は上記の重要な子会社5社であり、持分法適用会社は1社であります。

当期の連結業績は次のとおりであります。

(表示単位未満四捨五入)

営業収益 (前期比)	経常利益 (前期比)	当期利益 (前期比)
250,334百万円 (97.7%)	30,656百万円 (87.1%)	8,861百万円 (55.0%)

### ⑤ 重要な業務提携

三菱商事株式会社は、当社の発行済株式総数の30.1%を間接所有しており、当社は同社を最も重要な戦略的パートナーと位置づけ、既存ビジネスの強化や新規事業の展開等をカバーする広範囲な業務提携契約を締結しております。

(8) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
代 表 取 締 役	藤 原 謙 次	会長
代 表 取 締 役	新 浪 剛	社長執行役員
取 締 役	青 木 輝 夫	専務執行役員 事業開発本部長 兼 株式会社ローソン・シーエス・カード代表取締役社長
取 締 役	田 邊 栄 一	常務執行役員 コーポレートステーション ディレクター
取 締 役	中 島 純 也	常務執行役員 総務ステーション ディレクター
取 締 役	田 坂 広 志	多摩大学・大学院教授
取 締 役	奥 谷 禮 子	株式会社ザ・アール代表取締役社長
取 締 役	小 島 順 彦	三菱商事株式会社代表取締役副社長執行役員
常 勤 監 査 役	兄 島 政 明	
常 勤 監 査 役	鈴 木 貞 夫	
監 査 役	地 頭 所 五 男	流通科学大学商学部教授
監 査 役	真 田 佳 幸	三菱商事株式会社新機能事業グループコントローラー

(注) 1. 常勤監査役 兄島 政明、監査役 地頭所 五男、同 真田 佳幸の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

2. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 平成14年3月31日付 取締役の地位の異動

辞任 取 締 役 針 谷 吉 典

(2) 平成14年5月29日開催の第27回定時株主総会及び取締役会における異動

就任 代表取締役会長 藤 原 謙 次

代表取締役社長執行役員 新 浪 剛

取締役常務執行役員 中 島 純 也

取 締 役 奥 谷 禮 子

退任 代表取締役会長 小 島 順 彦

(3) 平成15年2月28日付 取締役の地位の異動

辞任 代表取締役及び取締役 藤 原 謙 次

3. 取締役以外の執行役員は次のとおりであります。

副会長執行役員 和 田 耕 次

常務執行役員 長 谷 川 勝 彦

常務執行役員 山 崎 川 健 一

執行役員 山 崎 川 健 一

執行役員 清 奥 落 篠 良 清

執行役員 鈴 木 貞 夫

執行役員 地 頭 所 五 男

執行役員 兄 島 政 明

執行役員 鈴 木 貞 夫

執行役員 地 頭 所 五 男

執行役員 真 田 佳 幸

執行役員 野 芝 川 浅 二 岡 岸 河

執行役員 林 村 野 井 田 本 原

執行役員 定 正 隆 義 丞 成

執行役員 行 二 利 学 光 稔 介 昭

(9) 株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

1. 発行した新株予約権の数  
3,039個（新株予約権1個につき100株）
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式303,900株
3. 新株予約権の発行価額  
無償
4. 権利行使時の1株当たり払込金額  
3,680円
5. 新株予約権の行使期間  
平成14年12月1日から平成19年5月31日まで
6. 行使の条件
  - ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有していること、あるいは当社と顧問契約を締結している場合に限る。
  - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の相続は認めない。
  - ③ 新株予約権者は、当社普通株式の東京証券取引所における株価が上記4.に定めた価額を10%以上上回っている場合に限り当社に対して権利行使の申し込みを行うことができる。
  - ④ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
  - ⑤ その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
7. 消却の事由と条件
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で消却することができる。
  - ② 本件新株予約権は、新株の割当てを受けた者が6.①に定める条件を満たさない状態となり権利を喪失した場合及び6.②の場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。
8. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の有利な条件の内容  
当社の取締役、執行役員及び管理職の地位にある使用人に対し新株予約権を無償で発行した。
10. 新株予約権の割当てを受けた者の氏名及び割当てを受けた新株予約権の数  
当社取締役

氏名	新株予約権（個）
* 藤原謙次	80
新浪剛	100
青木輝夫	50
田邊栄一	40
中島純也	40
田坂広志	30
奥谷禮子	30
小島順彦	30

(注) \*新株予約権者である藤原謙次は、平成15年2月28日付をもって代表取締役及び取締役を辞任いたしました。

当社執行役員

氏 名	新株予約権（個）
長 谷 川 進	40
山 崎 勝 彦	40
山 川 健 次	30
清 田 滋	30
奥 田 一 郎	30
篠 崎 良 夫	30
鈴 木 清 晃	30
野 林 定 行	30
芝 正 二	30
川 村 隆 利	30
浅 野 学	30
二 井 義 光	30
岡 田 稔	30
岸 本 丞 介	30

当社の使用人（上位10名）

氏 名	新株予約権（個）
後 藤 憲 治	7
前 野 寛	7
上 野 祐 宣	6
牛 嶋 敏 則	6
関 淳 彦	6
野 村 利 雄	6
比 田 彰	6
藤 田 周 三	6
山 口 友 近	6
山 崎 文 雄	6

### 3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

平成15年3月31日付で、ダイエー厚生年金基金を任意脱退いたしました。なお、翌期の損益に与える影響については、当社の脱退に係る一括支払の財政運営上の不足額の算定が未了のため、記載しておりません。

---

本営業報告書中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨て（「2. 会社の概況」の「(7)企業結合の状況④企業結合の成果」を除く）、比率については四捨五入としております。

# 貸借対照表

(平成15年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(338, 221)	(負債の部)	(183, 360)
流動資産	121, 475	流動負債	124, 365
現金及び預金	75, 257	買掛金	63, 720
加盟店貸勘	6, 925	加盟店借勘	4, 777
有価証券	12, 445	短期借入金	900
商前払費用	1, 398	未払入金	14, 511
短期貸付金	4, 004	未払法人税等	7, 289
未収入金	4, 000	未払費用	1, 468
繰延税金資産	14, 603	預り金	28, 812
繰延税金資産	2, 405	賞与引当金	2, 787
その他の引当金	523	その他の引当金	97
貸倒引当金	△ 90	固定負債	58, 995
固定資産	216, 746	退職給付引当金	3, 769
有形固定資産	77, 134	役員退職慰労引当金	222
建物	43, 394	預り保証金	55, 003
構築物	8, 173		
工具器具備	19, 344	(資本の部)	(154, 860)
土地	6, 177	資本金	58, 506
建設仮勘定	44	資本剰余金	41, 520
無形固定資産	15, 948	資本準備金	41, 520
借地権	5	利益剰余金	61, 754
商標権	73	利益準備金	727
電話加入権	278	任意積立金	30, 000
営業権	341	別途積立金	30, 000
ソフトウェア	14, 158	当期末処分利益	31, 026
ソフトウェア仮勘定	1, 088	(うち当期利益)	(10, 263)
その他の引当金	2	土地再評価差額金	△ 6, 917
投資等	123, 663	株式等評価差額金	△ 1
投資有価証券	4, 723	自己株式	△ 2
子会社株	4, 989		
出資金	79		
長期貸付金	8, 958		
長期前払費用	2, 211		
差入保証金	89, 396		
繰延税金資産	9, 542		
再評価に係る繰延税金資産	5, 008		
その他の引当金	707		
貸倒引当金	△ 1, 428		
投資損失引当金	△ 525		
合 計	338, 221	合 計	338, 221

# 損 益 計 算 書

(平成14年3月1日から  
平成15年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>(経常損益の部)</b>		
<b>営業損益の部</b>		
営業収益		
売上高	79,034	
加盟店からの収入	148,970	
その他の営業収入	11,309	239,315
営業費用		
売上原価	57,871	
販売費及び一般管理費	146,912	204,783
営業利益		<b>34,531</b>
<b>営業外損益の部</b>		
営業外収益		
受取利息及び配当金	241	
その他	707	948
営業外費用		
店舗解約損	1,925	
その他	344	2,269
経常利益		<b>33,209</b>
<b>(特別損益の部)</b>		
特別利益		
投資有価証券売却益	5,763	
その他	509	6,272
特別損失		
固定資産除却損	11,824	
割増退職金	4,321	
子会社株式評価損	910	
投資損失引当金繰入額	525	
営業補償金	1,150	
その他	2,234	20,966
税引前当期利益		<b>18,516</b>
法人税、住民税及び事業税	7,530	
法人税等調整額	722	8,253
当期利益		<b>10,263</b>
前期繰越利益		24,406
再評価差額金取崩		1,490
中間配当		2,151
当期未処分利益		<b>31,026</b>

## (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
  - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 商品……………売価還元平均原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産……………定率法  
なお、主な耐用年数は、建物10年～34年、工具器具備品5年～8年であります。
  - 無形固定資産……………定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - 投資損失引当金……………子会社等への投資に対する損失に備えるため、その財政状態を検討し、その株式の実質価額の低下に相当する額を計上しております。
  - 賞与引当金……………従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
  - 退職給付引当金……………従業員への退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生翌期から費用処理することとしております。また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した期から費用処理することとしております。
  - 役員退職慰労引当金……………役員（執行役員を含む）への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。  
なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。
5. リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の会計処理……………税抜方式

## (追加情報)

1. 資本の部の区分  
当期より資本の部は、「商法施行規則」（平成14年3月29日法務省令第22号）附則第3条ただし書きに基づき、資本金、資本剰余金、利益剰余金及びその他の項目に区分して表示しております。
2. 自己株式及び法定準備金取崩等会計  
当期より「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）を早期適用しております。これによる当期の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表の注記)

1. 子会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	308百万円
短期金銭債務	3,034百万円
長期金銭債務	21百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

71,451百万円

3. リース契約により使用する重要な固定資産

リース契約により使用している重要な固定資産として、店舗用器具備品があります。

4. 重要な外貨建資産

子会社株式 43,221千円 (626百万円)

5. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

未払事業税等	705百万円
賞与引当金	918百万円
投資有価証券評価損	582百万円
子会社株式評価損	382百万円
減価償却超過額	1,419百万円
ソフトウェア償却超過額	1,038百万円
退職給付引当金	5,745百万円
その他	1,917百万円
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>12,710百万円</u>
退職給付信託設定益	748百万円
その他	13百万円
<u>繰延税金負債合計</u>	<u>762百万円</u>
繰延税金資産の純額	11,948百万円

平成15年3月31日に「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が公布され、平成16年4月1日以降開始事業年度より法人事業税に外形標準課税が導入されることとなり、法人事業税率が変更されることとなりました。

これに伴い、平成16年4月1日以降開始事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が42.0%から40.5%に変動いたします。

この法定実効税率の変動による繰延税金資産の再計算差額は194百万円、再評価に係る繰延税金資産の再計算差額は180百万円であります。なお、翌期の損益計算書における法人税等調整額の借方に計上される金額は194百万円であります。

6. 退職給付関係

採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

退職給付債務に関する事項

イ 退職給付債務	△23,518百万円
ロ 年金資産	14,111百万円
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△9,407百万円
ニ 未認識過去勤務債務	△954百万円
ホ 未認識数理計算上の差異	6,592百万円
ヘ 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	△3,769百万円

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

退職給付費用に関する事項

イ 勤務費用	2,507百万円
ロ 利息費用	502百万円
ハ 期待運用収益	△214百万円
ニ 過去勤務債務の費用処理額	△106百万円
ホ 数理計算上の差異の費用処理額	554百万円
ヘ 割増退職金	4,321百万円
ト 退職給付費用	7,566百万円

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 割引率	2.0%及び2.5%
ロ 期待運用収益率	4.5%
ハ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

7. 商法第280条ノ20及び第280条ノ21に規定する取締役、執行役員及び使用人に付与している新株予約権の内容

株主総会の決議日	平成14年5月29日
対象となる株式の種類	当社普通株式
対象となる株式の総数	303千株
新株の発行価額（行使価額）	1株につき3,680円
権利行使期間	平成14年12月1日から 平成19年5月31日まで

旧商法第280条ノ19第1項に規定する取締役及び使用人に付与している新株引受権の内容

株主総会の決議日	平成12年5月26日
対象となる株式の種類	当社普通株式
対象となる株式の総数	1,170千株
新株の発行価額（行使価額）	1株につき7,500円
権利行使期間	平成14年5月27日から 平成19年5月25日まで

8. 事業用土地の再評価に関する事項

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価の方法	「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づき合理的な調整を行った価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。
再評価を行った年月日	平成14年2月28日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	460百万円

9. 1株当たり当期利益 95円38銭

(損益計算書の注記)

子会社との取引	営業取引高	3,829百万円
	営業取引以外の取引高	4百万円

(記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。)

## 利益処分案

(単位：円)

当 期 未 処 分 利 益	31,026,999,319
---------------	----------------

これを次のとおり処分いたします。

利 益 配 当 金 (1株につき 21円)	2,259,588,135
--------------------------	---------------

次 期 繰 越 利 益	28,767,411,184
-------------	----------------

(注) 平成14年11月11日に、2,151,992,500円(1株につき20円)の中間配当を実施いたしました。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 監査報告書

平成15年4月9日

株式会社 ローソン

代表取締役 社長執行役員 新 浪 剛 殿

監査法人 トーマツ

代表社員 公認会計士 山 田 信 一 ①

代表社員 公認会計士 松 宮 俊 彦 ①

関与社員 公認会計士 原 田 誠 司 ①

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、株式会社ローソンの平成14年3月1日から平成15年2月28日までの第28期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書のうち会計に関する部分及び利益処分案並びに附属明細書のうち会計に関する部分について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計に関する部分は、会計帳簿の記録に基づいて記載されている事項である。

この監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、この監査手続は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示している。
- (2) 営業報告書のうち会計に関する部分は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示している。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合している。
- (4) 附属明細書のうち会計に関する部分については、商法の規定により指摘すべき事項はない。

なお、営業報告書に記載されている後発事象は、次期以後の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成14年3月1日から平成15年2月28日までの第28期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求め、また、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

- (6) 子会社の調査の結果、取締役の職務遂行に関して指摘すべき事項は認められません。

平成15年4月11日

### 株式会社ローソン監査役会

常勤監査役 児島 政 明 ㊟

常勤監査役 鈴木 貞 夫 ㊟

監 査 役 地頭所 五 男 ㊟

監 査 役 真 田 佳 幸 ㊟

(注) 常勤監査役 児島 政明、監査役 地頭所 五男、同 真田 佳幸は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

# 議決権の行使についての参考書類

## 1. 総株主の議決権の数

1,075,781個

## 2. 議案及び参考事項

### 第1号議案 第28期利益処分案承認の件

当期の利益処分案につきましては、添付書類19頁に記載のとおりといたしたいと存じます。

当期の利益配当金につきましては、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主資本利益率と配当性向を勘案し、業績に応じて実施することとし、1株につき21円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金20円を加えました通期の配当金は、前期と同額の1株につき41円となります。

### 第2号議案 自己株式取得枠設定の件

資本政策の柔軟性や機動性を確保するため、商法第210条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式1,000万株、取得価額の総額380億円を限度として取得する枠を設定することといたしたいと存じます。

### 第3号議案 定款一部変更の件

当社現行定款の一部を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

#### 1. 変更の理由

- ① フランチャイズ事業におけるサービスの拡大及び事業目的をより明確にするため、現行定款第2条(目的)に「プリペイドカードの発行及び取扱い」、「薬局の経営」及び「スポーツ振興投票券の売りさばき」を追加するものであります。
- ② 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が平成14年5月1日に施行され、監査役の任期が「就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時まで」に伸長されたことに伴い、現行定款第22条(監査役の任期)において監査役の任期を変更するものであります。また、社外取締役として広く人材の登用を可能にするため、新たに第20条(社外取締役との責任限定契約)を設け、社外取締役との間に予め責任限定契約を締結することができる旨の規定を置くものであります。  
なお、第20条(社外取締役との責任限定契約)の新設につきましては、監査役会の全員一致による同意を得ております。
- ③ 「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)が平成15年4月1日に施行され、株券失効制度が創設されたこと及び株主総会特別決議の定足数要件が緩和されたことに伴い、現行定款第7条(名義書換代理人)において所要の変更を行うとともに、株主総会特別決議を機動的に行えるよう第12条(株主総会の決議方法)に第2項を新設するものであります。併せて、一部語句の整備を行うものであります。
- ④ 上記の変更に伴い、条数及び項数等の調整を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.            ㄱ (省略)</p> <p>13.            (新設)</p> <p><u>14.</u> (省略)            (新設)</p> <p><u>15.</u>            ㄱ (省略)</p> <p><u>21.</u></p> <p><u>22.</u> 当せん金付証券法に基づく当せん金付証券の  <u>売却</u></p> <p><u>23.</u>            ㄱ (省略)</p> <p><u>27.</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下            同じ。)並びに新株予約権原簿は、名義書換代理            人の事務取扱場所に備え置き、株式及び新株予約            権の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株            券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取請求            の取扱い等、株式及び新株予約権に関する事務            は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社におい            てはこれを取り扱わない。</p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定め            がある場合を除き、出席株主の議決権の過半数を            もってする。            (新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.            ㄱ (現行どおり)</p> <p>13.</p> <p><u>14.</u> <u>プリペイドカードの発行及び取扱い</u></p> <p><u>15.</u> (現行どおり)</p> <p><u>16.</u> <u>薬局の経営</u></p> <p><u>17.</u>            ㄱ (現行どおり)</p> <p><u>23.</u></p> <p><u>24.</u> 当せん金付証券法に基づく当せん金付証券及  <u>びスポーツ振興投票券の売りさばき</u></p> <p><u>25.</u>            ㄱ (現行どおり)</p> <p><u>29.</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下            同じ。)及び株券喪失登録簿並びに新株予約権原            簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置            き、株式及び新株予約権の名義書換、質権の登            録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、            単元未満株式の買取請求の取扱い、<u>株券喪失にか            かる手続き等</u>、株式及び新株予約権に関する事務            は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社におい            てはこれを取り扱わない。</p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定め            がある場合を除き、出席株主の議決権の過半数を            もってこれを行う。</p> <p><u>② 商法第343条の定めによる決議及び商法その他            法令において同条の決議方法が準用される決議            は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主            が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこ            れを行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第20条              ) (省略)</p> <p>第21条              ) (省略)</p> <p>第22条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期              ) (省略)</p> <p>第23条              ) (省略)</p> <p>第30条</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第20条 <u>当社は、商法第266条第19項の規定により、</u>  <u>社外取締役との間で、同条第1項第5号の行為に</u>  <u>よる賠償責任に関し、同条第19項各号に定める金</u>  <u>額の合計額を限度とする旨の契約を締結すること</u>  <u>ができる。</u></p> <p>第21条              ) (現行どおり)</p> <p>第22条              ) (現行どおり)</p> <p>第23条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期              ) (現行どおり)</p> <p>第24条              ) (現行どおり)</p> <p>第31条</p>

#### 第4号議案 取締役3名選任の件

当社経営陣の強化を図るため、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	やま さき かつ ひこ 山 崎 勝 彦 (昭和18年11月18日生)	昭和43年4月 株式会社主婦の店ダイエー入社 平成7年5月 当社取締役監査室長 平成8年3月 当社取締役教育人事企画室長 平成11年3月 当社取締役運営本部長 平成12年12月 当社取締役物流本部長 平成14年1月 当社常務執行役員総務・FCコミュニケーション担当兼総務企画室長 平成14年6月 当社常務執行役員FCサポートステーションディレクター 平成15年3月 当社常務執行役員FCサポート本部長(現任)	株           1,900
2	ます た むね あき 増 田 宗 昭 (昭和26年1月20日生)	昭和60年9月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社設立 代表取締役社長 平成8年10月 同社代表取締役会長 平成11年4月 同社代表取締役社長(現任) (他の会社の代表状況) マスタインドパートナーズ株式会社 代表取締役	0
3	うえ の ゆき お 上 野 征 夫 (昭和20年6月20日生)	昭和43年4月 三菱商事株式会社入社 平成10年4月 同社社長室会務局部長 平成10年6月 同社取締役社長室会務局部長 平成12年4月 同社取締役経営企画部長 平成13年4月 同社常務取締役経営企画部長 平成13年6月 同社常務執行役員経営企画部長 平成13年10月 同社常務執行役員コーポレート担当兼経営企画部長(現任)	0

- (注) 1. 上記の取締役候補者のうち、増田宗昭及び上野征夫の両氏は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。
2. 候補者増田宗昭氏が代表取締役を務めるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と当社との間には、マーケティング、商品開発、プロモーション、新サービスの開発等に係る基本的な合意があります。それ以外の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 被選任者の任期は、当社定款の規定により、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

## 第5号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 地頭所五男及び真田佳幸の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	真田佳幸 (昭和29年5月23日生)	昭和53年4月 三菱商事株式会社入社 平成11年1月 同社リスクマネジメント部ポートフォリオ管理室長 平成13年4月 同社新機能事業グループコントローラー（現任） 平成13年4月 当社顧問 平成13年5月 当社監査役（現任）	株  0
2	小澤徹夫 (昭和22年6月28日生)	昭和48年4月 弁護士登録 東京富士法律事務所入所 (現在に至る)	0

- (注) 1. 候補者真田佳幸及び小澤徹夫の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。
2. 本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
3. 上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**第6号議案** 当社の取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件  
商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することといたしたいと存じます。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆さまの利益を重視した業務展開を図ることを目的とし、3. の要領に記載のとおり、当社取締役及び執行役員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社取締役及び執行役員に対し、新株予約権1,200個を上限として割当てるものとする。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 120,000株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

1,200個（新株予約権1個につき100株。ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の発行日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成17年6月1日から平成20年12月31日まで
- (6) 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、当社を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が認める事由により退職した場合は、この限りではない。
  - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の相続は認めない。
  - ③ 新株予約権者は、当社普通株式の東京証券取引所における株価が(4)に定めた価額の1.2倍以上の場合に限り当社に対して権利行使の申し込みを行うことができる。
  - ④ その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象の取締役及び執行役員との間で締結する「新株予約権申込証」及び「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

なお、当社は新株予約権の割当てに際し、新株予約権者に上記①～③の条件を強化した内容で「新株予約権割当契約」を締結することができるものとする。
- (7) 新株予約権の消却
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で消却することができる。
  - ② 本件新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が(6)①に定める条件を満たさない状態となり権利を喪失した場合及び(6)②の場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。
- (8) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

### 第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

平成15年2月28日付をもって取締役を辞任された藤原謙次氏及び平成15年4月15日付をもって取締役を辞任された中島純也氏並びに本総会終結の時をもって監査役を退任される地頭所五男氏に対し、在任中の労に報いるため、退任取締役については145百万円の範囲内で、退任監査役については5百万円の範囲内でそれぞれ退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

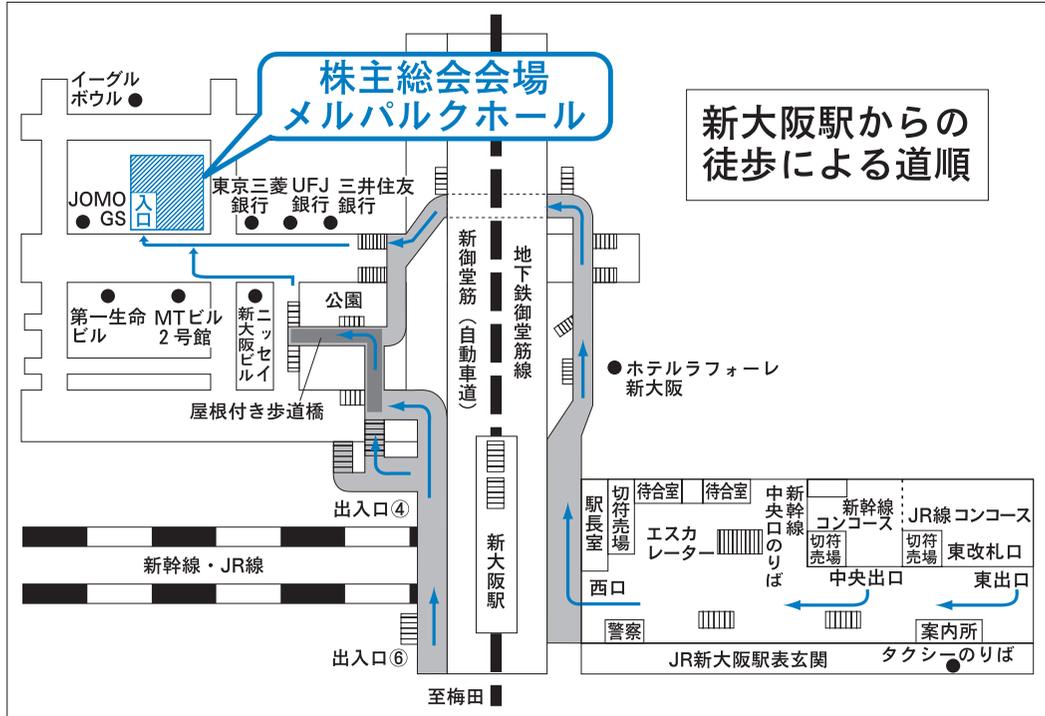
氏名	略歴
藤原謙次	平成6年5月 当社取締役 平成6年6月 当社代表取締役社長 平成14年1月 当社代表取締役社長執行役員 平成14年5月 当社代表取締役会長 平成15年2月 辞任
中島純也	平成14年5月 当社取締役常務執行役員 平成15年4月 辞任
地頭所五男	平成12年5月 当社監査役（現任）

以上

# 株主総会会場ご案内図

メルパルクホール（大阪郵便貯金ホール）

大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号



## 交通ご案内

### ◎地下鉄御堂筋線ご利用の場合

地下鉄新大阪駅、出入口④を出て、屋根付き歩道橋渡る（徒歩6分）。

### ◎新幹線・JR線ご利用の場合

西口を出て右折、歩道橋渡る（徒歩6分）。

出入口⑥（ハイウェイバス乗り場）を出て左へ、屋根付き歩道橋渡る（徒歩6分）。

●お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。